

くすのき広域連合本部及び3支所に係る複合機賃貸借契約

事後審査型条件付一般競争入札実施要領

平成26年4月

くすのき広域連合総務課

くすのき広域連合は、くすのき広域連合本部及び3支所に係る複合機賃貸借契約について、以下のとおり事後審査型条件付一般競争入札を行う。なお、本業務の入札及び実施にあたっては、別紙仕様書に定めるもののほか、本入札実施要領によるものとする。

1 入札の概要

(1) 入札件名

くすのき広域連合本部及び3支所に係る複合機賃貸借契約

(2) 納入場所

くすのき広域連合本部 守口市大宮通1丁目13番7号 ほか

(3) 契約期間

平成26年5月1日から平成31年4月30日まで

2 入札参加資格

入札に参加することができる者は、次のすべての要件を満たす者とする。

- ① 法人格を有すること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ③ 守口市、門真市および四條畷市のいずれかの市において、平成26年度競争入札資格者名簿に登録されており、かつ入札日において3市のいずれかによる指名停止を受けていない者であること。
- ④ 大阪府内に本店又は支店があり、かつ、故障の場合、連絡後3時間以内に修理に着手できる者であること。
- ⑤ 平成20年度から平成25年において、国又は地方公共団体又は本広域連合と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行している者。
- ⑥ 暴力団員又は暴力団密接関係者（くすのき広域連合暴力団排除条例施行規則第3条の各号のいずれかに該当する者）でない者。

3 入札参加申請書等の配付及び受付

本入札に参加するには、入札参加申請書等の入手及び事前の参加申請を必要とする。

(1) 配付及び受付期間

平成26年4月9日（水）から平成26年4月11日（金）まで

※ いずれの日も午前9時から午後5時まで（正午から午後0時45分までを除く）

(2) 配付及び受付場所

くすのき広域連合本部 総務課

守口市大宮通1丁目13番7号（守口市市民保健センター3階）

(3) 配布書類

- ① 入札実施要領（本書）
- ② 事後審査型条件付一般競争入札参加申請書（書類1）
- ③ 自治体等業務実績報告書（書類2-1）
- ③ 暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書（元請用）（書類3-1）
- ④ 仕様書
- ※ くすのき広域連合ホームページからも入札参加申請書等のダウンロードが可能。
<http://www.kusunoki-rengo.jp/>

（4）申請受付時提出書類

- ① 事後審査型条件付一般競争入札参加申請書（書類1）
- ② 自治体等業務実績報告書（書類2-1）
- ③ 暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書（元請用）（書類3-1）

（5）受付方法

書類の提出は、上記受付場所への持参のみとし、郵送、電話、FAX、インターネット等による受付は行わない。

（6）申請受付時交付書類

- ① 入札書2枚
- ② 委任状
- ※ 入札参加申請受付書（書類4）については、後日送付する。

（7）入札保証金

2入札資格⑤に該当する者であることから、くすのき広域連合契約規則第6条第2号の規定により免除とする。

4 現場説明会

現場説明会は行わない。

5 質問

質問については、入札参加申請書を提出した者（以下「入札参加申請者」という。）に限り、担当課へ電話をしたうえで、FAXによる担当課宛てへの質問書の送信による場合のみ受け付ける。

（1）質問受付期間

平成26年4月9日（水）から平成26年4月11日（金）まで

（2）担 当

くすのき広域連合本部 総務課 福本（ふくもと）・上垣（うえがき）

電 話06-6995-1516

FAX06-6995-1133

(3) 質問回答期限

質問の回答については、平成26年4月14日(月)までに全ての入札参加申請者に質問及び回答を記載した文書をFAXにて送信する。

6 入札

(1) 日時及び場所

- ① 入札日時 平成26年4月15日(火) 午後2時
- ② 場 所 守口市市民保健センター 4階 第1会議室
守口市大宮通1丁目13番7号

(2) 入札日当日に持参するもの

- ① 入札参加申請受付書(書類4)
- ② 入札書2枚
- ③ 委任状
※ 代理人により入札する場合は、所定委任状を提出すること。
- ④ 印鑑(代表者印)
※ 代理人により入札する場合は、委任状の「代理人の印」欄に押印した印鑑

(3) 入札の留意事項

- ① 入札会場には、受付で手続きを行った1名のみが入場できるものとする。
- ② 代理人が入札する場合は、委任状を提出すること。また、代理人の印鑑(委任状の「代理人の印」に限る)を必ず押印すること。
- ③ 入札者は、他の入札者の代理人になることはできない。また、1人が複数の入札者を代理することもできない。
- ④ 入札書は入札参加申請時に交付したものを使用することとし、入札書には入札金額及び指定事項を記入し、記名押印すること。金額の記入には、アラビア数字(0、1、2、3・・・)の字体を使用し、最初の数字の前に(金)又は(¥)を付すること。
- ⑤ 入札者は、入札書に使用枚数1枚当たりの単価(0.01円:銭単位まで)を記入することとし、その単価に5年間の使用見込み枚数を乗じて積算する額(円単位未満切捨て)の合計金額を入札書の「入札金額」として記入するものとする。また、使用枚数1枚当たりの単価の記入がない場合は、その入札書は無効とする。
- ⑥ 5年間の使用見込枚数については保証するものではなく、実際の使用枚数が上回りまたは下回っても単価契約は変わらないものとする。
- ⑦ 入札済の入札書は、いかなる理由があっても、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- ⑧ 入札は1回目の入札が予定価格に達しなかった場合は2回目の入札を実施する。入札回数は、再度の入札を含めて2回限りとする。
- ⑨ 入札参加申請者が1者の場合でも、本入札を実施する。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ① 入札参加資格のない者がした入札
- ② 所定の入札書によらない入札
- ③ 入札者又は代理人の記名押印のない入札
- ④ 所定の委任状を提出していない代理人がした入札
- ⑤ 入札参加者からの委任状を提出した代理人がした入札で、入札書の入札者記名欄に、入札者名と代理人名の連記及び代理人の押印のない入札
- ⑥ 入札金額又は入札者の氏名、その他の記入が必要な箇所が空白又は識別し難い入札及び誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- ⑦ 入札金額を訂正した入札
- ⑧ 入札に関し不正な行為により行われた入札
- ⑨ その他、本入札実施要領に定める入札に関する条件に違反した入札
- ⑩ 入札金額が、単価に使用見込数を乗じた金額にならない入札

7 開札及び落札候補者の決定

開札は、入札後直ちに入札者の立会いのもとに行い、次の方法により落札候補者を決定する。

- ① 開札の結果、予定価格の制限の範囲内で有効な入札をした者のうち、最低の金額をもって入札した者を落札候補者とする。
- ② 開札の結果、予定価格の制限の範囲内に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。
- ③ 最低金額の入札をした者が2以上あるときは、その場において、くじ引きにより落札候補者を決定する。この場合、入札者はくじ引きを辞退することができない。
- ④ 予定価格については、公表しない。
- ⑤ 落札決定を保留し、落札候補者について、次の審査を速やかに行う。

8 入札参加資格の審査及び落札者の決定

- ① 落札決定を保留した後、入札参加資格要件に基づき入札参加申請時に提出した書類の審査及び確認（以下「資格審査」という。）を行う（必要に応じ、提出書類の記載内容について落札候補者にヒアリングを行う）。なお、入札参加資格の有無は入札日現在とし、資格審査は落札候補者のみ行うものとする。
- ② 資格審査の結果、落札候補者が入札参加資格要件を満たしている場合は、その者を落札者と決定し、当該落札者に対して速やかに落札者決定通知書を交付するとともに、他の入札参加者にもFAXにて通知するものとする。
- ③ 落札候補者が入札参加資格要件を満たしていない場合は、その者のした入札を無効とし、入札を無効にした理由を付して当該落札候補者に通知するものとする。

- ④ 落札候補者の入札を無効にした場合は、無効となった落札候補者の次に低い価格で入札した者又はくじにより次順位者となった者を新たな落札候補者として資格審査を行うものとし、落札者が決定するまでこれを繰り返すものとする。

9 契約

(1) 契約の締結

- ① 落札者が決定した場合、落札者は、契約書（案）をすみやかに提出する。
② 契約書に貼付する印紙、その他契約に要する費用は落札者の負担とする。

(2) 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10（千円未満は切り上げ）に相当する額以上で本広域連合の指定する金額とする。

なお、本広域連合を被保険者とする履行保証保険に加入した場合又は、入札日以前過去2年間に国、他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行している場合は、納付を免除する（契約保証金の免除を希望する落札者は、本広域連合が指定した挙証資料を速やかに提出すること）。

(3) 支払方法

使用料金の支払いは月払いとする。

10 その他

入札参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）その他関係法令及び別紙仕様書の並びにこの入札実施要領を熟知のうえ、入札に参加すること。

11 本入札に関する問い合わせ先

〒570-0033

守口市大宮通1丁目13番7号（守口市市民保健センター3階）

くすのき広域連合本部 総務課 福本（ふくもと）・上垣（うえがき）

電話06-6995-1516

FAX06-6995-1133